

誰もが人間として尊ばれ、 自らの個性にあった生き方を 自由に選択できる社会を願って

小金井市では
こんな施策を
やっているんだね



6月15日から
申込開始!

男女平等都市宣言は個人の尊厳と両性の平等をめざす都市宣言です。第4回世界女性会議が平成7年に北京で開催されたのち、小金井市は全国に先駆け、平成8年12月3日に男女平等都市を宣言しました。令和8年は男女平等都市宣言30周年となります。30周年を記念して、市における男女共同参画施策の歩みを紹介します。

男女共同参画情報誌「かたらい」発行

女性問題解決のための啓発誌として昭和63年(1988)に創刊。現在は公募の市民編集委員により男女共同参画情報誌として年2回発行しています。



バックナンバーはこちら



こがねいパレットの開催

公募の市民実行委員の企画・運営により、男女共同参画推進事業の一環として毎年開催しています。令和8年度は40回目を迎えます。過去の開催記録は市ホームページに掲載しています。

記録集はこちら



男女共同参画シンポジウムの開催

男女共同参画の意識啓発に向けて、講演会を開催しています。令和8年度は7月5日に太田博子さんを講師に迎えアンコンジャス・バイアスをテーマに講演いただきます。

市申込フォームはこちら



第7次男女共同参画行動計画 人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして

基本目標Ⅰ

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

- 【重点施策】
- 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進
 - 各種相談支援の実施

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

- 【重点施策】
- 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進

基本目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

- 【重点施策】
- 男女の市政参画の促進
 - 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備

メディア・リテラシーの向上に向けて

情報化社会のいま、私たちはさまざまな情報を受け取ります。受け取った情報の中には性別による役割分担意識などを助長する表現が含まれていることもあり、男女共同参画社会の実現のため、私たちは情報に対して常に男女平等の視点から主体的に読み解き、適切に活用する力(メディア・リテラシー)も必要です。市では、情報発信の際に男女のイメージを固定化した表現や対等な関係となっていない表現を使わないよう「男女共同参画の視点からの表現の手引」を職員向けに作成しています。手引きも参考に自身の意識を変えてみませんか。

男女共同参画の視点からの表現の手引はこちら



パートナーシップ宣誓制度

一方または双方が性的少数者である二人が、市長に対しその関係を誓い、その内容が要件を満たしていると認められたときに証明書を交付する制度です。

制度の詳細はこちら



配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援

配偶者等からの暴力やデートDVは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DV防止に向けた広報・啓発活動を行うほか、DV被害者支援を行っています。

DVに関する詳細はこちら



女性総合相談の実施

自分のことや夫婦関係、子どもや家族の悩み、職場の人間関係など、専門の女性カウンセラーと一緒に考え、解決方法を見出すためのお手伝いをします。

女性総合相談に関する詳細はこちら

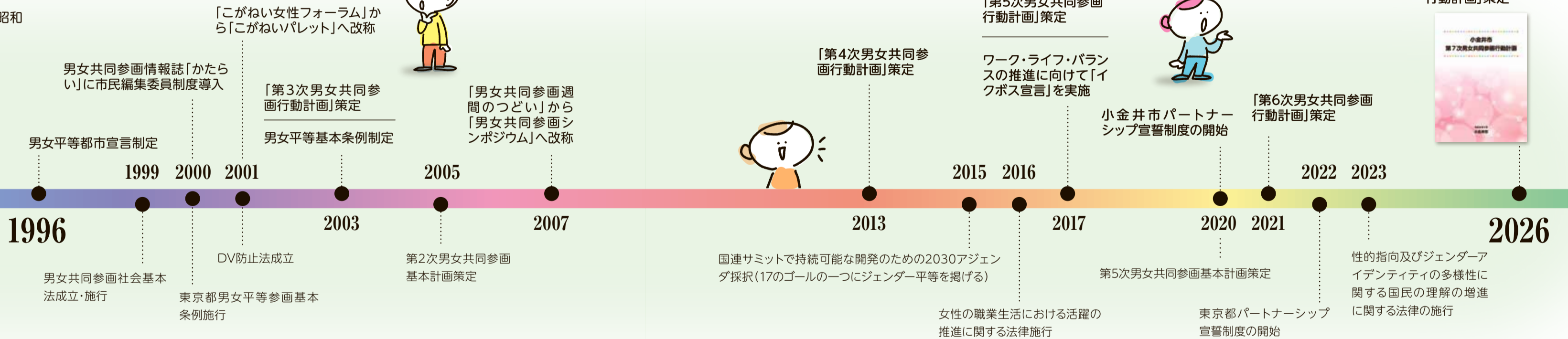


30年の あゆみ

小金井市の動き

市の男女共同参画に係る計画は、昭和60年(1985)にスタートしました。

世の中の動き



30周年に寄せて ～関係者からのメッセージ

第12期 男女平等推進審議会 会長 眞鍋 倫子

小金井市男女平等都市宣言30周年、誠にありがとうございます。本宣言は男女共同参画社会基本法の制定に先駆けて出されており、その先進性は市民の皆様が誇るべき財産です。

宣言から30年が経過し、平等への理解が進む一方で、新たな課題も浮き彫りになっています。近年では、男性が抱える生きづらさや、性別二元論にとらわれない多様な性のありようなど、ジェンダーを巡る状況は変化し続けています。

私が参加する男女平等推進審議会では、市民の皆様と共に市の行動計画の推進状況を評価してきました。昨年度までの第11期審議会では市民・職員に加えて小・中学生に対してもアンケート調査を行い、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施策を組み込んだ第7次行動計画を策定しました。

これからも、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる社会をめざし、市民の皆様と共に歩んでいかれますよう応援しております。

こがねい女性ネットワーク 代表 安藤 能子

男女平等都市宣言30周年おめでとうございます。私たち市民グループ「こがねい女性ネットワーク」も同い年で、設立30周年を迎えます。女性が婦人と呼ばれていたころ、公民館の婦人学級は知的好奇心旺盛な女性たちの学習と集いの場だったと聞いています。また、地方自治の立法府と言える議会を輪番制で傍聴、ノートを録って回し読みしたそうです。一方、戦後の小金井婦人会の最盛期は1,000人以上の会員が在籍し、子どもから高齢者まであらゆる分野の住民福祉の先駆的活動を展開して、1959年には市政初の女性議員が誕生しました。当グループの「小金井女性史をつくる会」がさまざまな活躍する女性たちの声を集めた「聞き書き集 小金井の女性たち—時代をつなぐ—(2003年発行)、「聞き書き集 小金井の女性たち—時代を歩む—(2006年発行)の2冊を市内の小中学校・各図書館、国内主要図書館に寄贈しました。



男女平等都市宣言30周年 市長メッセージ

令和8年は小金井市男女平等都市宣言30周年です。市が宣言に至った背景のひとつに、市民による取り組みの歴史があったことが挙げられます。市の事業であるこがねいパレットの前身「こがねい女性フォーラム」は昭和62年、情報誌「かたらい」も昭和63年から続く息の長い事業です。

我が国の現状をみると、ジェンダーギャップ指数の順位は低位で、解決すべき課題が多々ありますが、この30年の間に女性の就業率は大幅に伸び、男性の育休取得率も向上してきています。女性の社会参加におけるこれらの変化は先達が勝ち取ってきたものであり、時間がかかっても社会は自分たちの手で変革できることを教えてくれます。

市では宣言に示す職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざし、令和8年度から始まる第7次男女共同参画行動計画を策定しており、これからもさまざまな事業や啓発に取り組み続けます。

小金井市長 白井 亨

「あなたらしさが 社会のチカラ」



国では、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」と定め、さまざまな取り組みを通じ、男女共同社会基本法の目的や基本理念について国民の理解を深めることをめざしています。

問い合わせ 企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853)

市役所の開庁時間は、原則平日午前8時30分～午後5時です。(正午～午後1時除く)
各種申し込みは、開庁時間または各施設開館時間内にお願います

新庁舎の情報はこちらから確認できます

